議第27号

呉市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について 呉市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(呉市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 呉市職員退職手当支給条例(昭和38年呉市条例第15号)の一部を次のように改正する。

付則第6項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(呉市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 呉市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(昭和48年呉市条例 第35号)の一部を次のように改正する。

付則第3項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(呉市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 呉市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年呉市条例第7号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「100分の87」を「100分の83. 7」に, 「104分の87」を「104分の83. 7」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

国家公務員に準じて,一般職の職員の退職手当の額を引き下げるため,この条例 案を提出する。